

平成30年6月12日

保護者 各位

宮崎県立日南振徳高等学校
生徒指導部

電子タバコの取り扱いについて

梅雨の候 保護者の皆様におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校の教育活動に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、電子タバコの高校生への利用は、本県はもとより、全国的な問題となっており、本校においても例外ではありません。電子タバコは、**大人の禁煙や節煙の補助のために開発されたものであり、電子タバコメーカーの IQOS のホームページでも、「学校のように、主に未成年が使用する場所では禁止されるべき」**だとはっきり記載されています。

また、警察でも、下記の理由により、子どもたちが喫煙や薬物などに移行していく可能性を指摘しています。

つきましては、他校の例に併せて、本校でも電子タバコの所持・利用を禁止としますので、御家庭におかれましても、お子様の御指導よろしくお願いいたします。

なお、校内外での利用が確認された場合は、特別指導の対象となりますので、御了解ください。

記

1. ニコチン0などと表示してあっても、法的には0.005ミリ未満のニコチンが入っている可能性がある。
2. 大麻と同様の恍惚感を得る効果があり、人体に影響がある可能性がある。
3. リキッドがたとえアロマ系であっても、中身を入れ替えたり、別の薬物を混ぜる可能性もある。(依存性がある)
4. 妊娠中の女性は、影響があると、はっきり表示されている。
5. 電子タバコの最も大きなトラブルはリキッドの誤飲で、中身が漏れて、直接体内に入った場合には、急性中毒になる可能性がある。
6. 出来ばかりで、長期的に体内に取り込んだ場合の病気の事例はまだほとんどないが長期間使用して、何らかの副作用がある恐れもある。
7. 外国でも問題になっており、薬事法などの改正などが検討されている。
8. 警察でも、小売店での未成年者への販売を禁止するように指導する用意がある。

(文書取扱)

担当 成合・西原
<お問い合わせ>
0987-25-1107